

デイサービス 幸せの時間 運営規程

（地域密着型通所介護） 2025.4.21 版

（事業の目的）

第1条 合同会社 優悠(以下「事業者」という。)が開設するデイサービス幸せの時間（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス幸せの時間
- (2) 所在地 山口県美祢市大嶺町東分 2916 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	常勤/非常勤	専従	兼務	備考
管理者	常勤		1	兼務⇒生活相談員
生活相談員	常勤		2	兼務⇒管理者,介護職員
	非常勤			
看護職員	常勤			
	非常勤	1	1	正看護師 兼務⇒介護職員 准看護師
介護職員	常勤		3	兼務⇒看護職員,生活相談員
	非常勤			機能訓練士
機能訓練指導員	常勤		1	作業療法士 兼務⇒介護職員
	非常勤			

(1)管理者

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)生活相談員

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

(3)看護職員

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4)介護職員

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(5)機能訓練指導員

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止・向上のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日（回診日は休日）
- (2) 営業時間 午前 8 時半から午後 5 時半までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時 00 分までとする。

(指定通所介護の利用定員等)

第6条 指定通所介護の単位数及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 単位数 1 単位
- (2) 利用定員 18 人

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。また、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その定められた割合の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 生活指導(相談・援助等)
- (6) 送迎

2 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は実費とする。

3 食費は、昼食(オヤツ込)500 円・夕食 400 円徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用支払いをうける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は美祢市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、事前に利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師から指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
- (4) その他事業所の規則等を遵守する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため避難・救助等訓練を年2回定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人およびその並びに家族の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を6月と12月に定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を年2回以上実施
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業に使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他 運営についての留意事項)

第18条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を各自で行うよう通知し結果の通知を促す。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業所は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護に関する諸記録(通所介護記録、苦情内容の記録等)を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社優悠と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（地域との連携等）

第19条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

附則 ＊この規程は、平成28年5月1日から施行する。

平成29年11月1日改版 ⇒ 第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）の変更

平成29年12月26日改版 ⇒ 第5条（営業日及び営業時間）の延長サービス提供時間の変更

第16条（地域との連携など）の項を追加

平成30年7月1日/10月1日/平成31年3月21日 ⇒ 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容の変更
令和3年4月1日

第7条 昼食350円・夕食250円を昼食(オヤツ込)400円・夕食300円に変更

令和4年1月5日 ⇒ 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容

第5条（第2・第4金曜日休日）を追加

令和4年3月1日 ⇒ 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容

令和4年4月1日 ⇒ 第4条 職員の職種、員数及び備考

令和6年4月1日 ⇒ 第4条 職員の職種、員数及び備考、第7条 食費金額を変更

昼食(オヤツ込)450円・夕食350円に変更

第13条 虐待防止・身体拘束に関する事項の内容追加・変更

令和7年4月1日 ⇒ 第15条 虐待防止に関わる組織内の体制・研修回数について

第4条 看護師の勤務を「常勤⇒非常勤」に変更